

■ 意見書 ■

酪農振興に関する意見書

酪農をめぐる情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により緩和した生乳需給の改善が見通せない中、ウクライナ情勢や円安、国際的な穀物需給の逼迫などにより飼料や肥料、燃油などの生産資材価格が高騰し、さらに昨年夏以降に、乳用子牛の取引価格が大きく下落するなど、かつてない極めて厳しい状況となっている。

こうした状況を踏まえ、国による飼料高騰対策等の支援策に加え昨年11月、生乳取引価格の期中改定により飲料向けの乳価は10円/kg値上げとなったが、生産コストの上昇分を吸収するまでには至らず、畜産クラスター事業等を活用して収益性向上に努めているものの、収益を確保出来ない状況が続き廃業する酪農家が増えている。このままでは、本県酪農生産基盤の維持が難しくなる恐れがある。

よって、国においては、今後とも酪農経営の持続的な維持・発展のため、次の事項について格段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給を行うために、指定生乳生産者団体等の事業者による生乳等の年間販売計画の履行を国が監督し、用途別の需給安定を図ること。
- 2 生産コストの増加分を適切に乳価に転嫁できる環境を整備すること。
- 3 加工原料乳生産者補給金については、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるような再生産可能な水準を確保すること。
また、加工原料乳生産者経営安定事業については、加工原料乳の取引価格の情勢などに対応できるよう必要な予算を確保すること。
- 4 配合飼料価格安定制度の安定的運用を図るための予算を確保すること。
また、配合飼料価格が高止まりした場合でも、畜産経営の負担軽減がなされるよう制度を見直すこと。
さらに、飼料価格高騰により畜産農家の経営が圧迫されているため、飼料価格高騰緊急対策事業を継続するとともに、農家経営の影響緩和に向けた必要な対策を措置すること。
- 5 酪農生産基盤の維持・強化や担い手の確保を図るため、乳用牛の改良や優良な乳用後継牛の確保、酪農家における労働負担軽減・省力化、自給飼料生産の効率化に必要な酪農経営支援総合対策事業等について必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣

上記のとおり発議する。

令和5年3月17日

鹿児島県議会産業経済委員長 鶴丸 明 人

馬毛島基地（仮称）に急患搬送体制の整備を求める意見書

当県では、離島における救急患者について、夜間や悪天候により当県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合は、知事からの災害派遣要請に基づき、海上自衛隊第22航空隊鹿屋航空分遣隊又は陸上自衛隊第15旅団により搬送されてきたところである。

このうち、鹿屋航空分遣隊の救難ヘリUH-60Jについては、本年1月末までに全ての機体が除籍された上、同分遣隊も廃止されたところであるが、これまでの、同分遣隊による急患搬送実績は、昭和36年以来、令和5年1月までに2,600人に上っており、救難ヘリUH-60Jの除籍と同分遣隊の廃止は、当県における迅速な急患搬送に支障が出るおそれがあり、特に多くの離島を有する当県にとっては、大きな危惧を抱かざるを得ない問題である。

当県は、南北600kmの県土に28の有人離島を有しており、ひとたび離島で重症の患者が発生した際には、離島における医療体制の実情により、現地では治療困難な患者で、一刻も早く専門病院での手当が必要である者に対して、島外の医療機関等への急患搬送が多々生じている。

国におかれては、同分遣隊廃止後の離島での急患搬送については、全自衛隊が共同して適切に対応していくこととし、宮崎県の新田原基地や熊本県の高遊原分屯地、沖縄県的那覇駐屯地に所在する部隊のほか、必要に応じ、鹿屋基地内にある教育航空隊も対応することとなっているが、従来の搬送体制と比較し、搬送に要する時間が長くなることが、懸念されることである。

よって、当県離島での急患搬送については、県民の生命にかかわる重要な問題であることから、現在整備中の馬毛島基地（仮称）に急患空輸を担う部隊を配置し、離島からの迅速な急患搬送体制を充実するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長 殿
内閣総理大臣
防衛大臣

上記のとおり発議する。

令和5年3月17日

鹿児島県議会議員 岩 重 あ や
柴 立 鉄 平
宝 来 良 治
おさだ 康 秀
園 田 豊
堀之内 芳 平
外 蘭 勝 蔵
松 里 保 廣